

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3編 監査の結果及び意見 第2 各論 【1】基金の運用について (2) 監査の結果及び意見 2. 有価証券の管理、運用事務について ① 有価証券の台帳と残高証明書との照合を実施する事が望ましい 【意見】 一般会計、特別会計(水道事業会計及び交通事業会計を除く)の債券については証券会社より残高証明を入手しているものの、利金収納事務において有価証券台帳と利金支払通知書を確認(照合)しているのみで、有価証券台帳と残高証明書との確認は行っていない。 株式については、担当者が招集通知の株数を目視で確認しているが、その証跡はなく、また、確認の結果を承認者へ報告の上承認を受けることはない。 今回の包括外部監査において、監査人が金融機関等への残高確認を行った結果、行財政局が作成した債券一覧においては、A証券に預けている公債100億分については、同証券会社から「該当なし」との回答であった。この点につき、市へ問い合わせたところ、A証券から購入したが、預け先をB銀行へ移行しており、システム上反映できていなかったことが判明した。その後、B銀行から入手した残高確認書において当該100億分について回答を得た。 財産保全の観点から、年度末に入手している金融機関発行の残高証明書と会計記録上の残高との照合を担当者は行い、照合結果について承認者の承認を受けることが望ましい。また、残高証明書との照合を実施することで上記のような保管先の記載誤りについても早期に発見することが可能となる。(行財政局)</p>	<p>平成25年度末時点の有価証券台帳については、金融機関発行の残高証明書との突合により有価証券残高を確認し、承認を受けた。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況																																																																		
<p>3. 有価証券の運用手法について</p> <p>③ 債券における運用対象選定過程について明確にすることが望ましい【意見】</p> <p>「神戸市債券運用取扱基準」第3条第2項では、「債券の買い入れにあたり、取得価格は原則として額面価格以下とする。ただし、満期償還年度における受取利息が額面価格と取得価格の差額を上回る場合は、この限りではない」とされている。</p> <p>平成24年度末基金保有債券一覧によると、簿価が額面を上回っている債券は以下のとおりである。日本政策金融公庫は神戸市勤労者福祉事業基金の財産であり、それ以外の神戸市債は神戸市公債基金の財産である。担当課によると、下記はすべて、「満期償還年度における受取利息が額面価格と取得価格の差額を上回る場合」に該当するため「神戸市債券運用取扱基準」第3条第2項違反</p> <table border="1" data-bbox="164 745 983 1178"> <thead> <tr> <th>銘柄名</th> <th>銘柄年度</th> <th>回数</th> <th>年債</th> <th>簿価 (千円)</th> <th>額面 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市公募公債</td> <td>H16</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>402,716</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公募公債</td> <td>H16</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>100,700</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公募公債</td> <td>H19</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>100,354</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公募公債</td> <td>H15</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>305,915</td> <td>305,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公募公債</td> <td>H20</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>1,006,740</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公募公債</td> <td>H23</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>501,840</td> <td>500,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公債</td> <td>H17</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>200,652</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公債</td> <td>H17</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>402,596</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>神戸市公債</td> <td>H17</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>301,482</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>日本政策金融公庫</td> <td></td> <td>27</td> <td>2</td> <td>100,021</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>ではないとのことであつた。</p> <p>市が神戸市債を購入している理由は、市の担当課によると、時価(=取得価額)が額面価格を下回る場合はもちろん、額面価格を取得価格が上回る場合であっても、神戸市債が流通市場において、ほかの地方債銘柄に比べ割安である場合があることから、市場での評価向上の観点も含めて、運用対象として積極的に購入しているとのことであつた。</p> <p>ほかの債券においても「満期償還年度における受取利息が額面価格と取得価格の差額を上回る場合」はあり得ると考えられるが、取得価格が額面価格を超過している、つまり割高な債券を購入していると見られる可能性もあり、かつ保有債券のほとんどが自市発行の債券であることから、特に既発債を購入する場合は、常に、債券における運用対象選定過程を明確にし、長期的に効率的運用を行っていることを合理的に説明できるような状態にしておくことが望ましい。(行財政局)</p>	銘柄名	銘柄年度	回数	年債	簿価 (千円)	額面 (千円)	神戸市公募公債	H16	5	10	402,716	400,000	神戸市公募公債	H16	5	10	100,700	100,000	神戸市公募公債	H19	10	10	100,354	100,000	神戸市公募公債	H15	1	10	305,915	305,000	神戸市公募公債	H20	24	20	1,006,740	1,000,000	神戸市公募公債	H23	12	5	501,840	500,000	神戸市公債	H17	2	10	200,652	200,000	神戸市公債	H17	2	10	402,596	400,000	神戸市公債	H17	2	10	301,482	300,000	日本政策金融公庫		27	2	100,021	100,000	<p>平成26年度は引合を実施し、購入できない場合のみ予約購入を行った。今後については、引合実施を原則としながらも、引合を行っても購入できないと見込まれる場合は予約購入を行うなど、臨機応変に購入方法を選択し、購入方法及び購入銘柄の選定過程を内部決裁に明記したうえで購入を決定する。</p>	<p>措置済</p>
銘柄名	銘柄年度	回数	年債	簿価 (千円)	額面 (千円)																																																															
神戸市公募公債	H16	5	10	402,716	400,000																																																															
神戸市公募公債	H16	5	10	100,700	100,000																																																															
神戸市公募公債	H19	10	10	100,354	100,000																																																															
神戸市公募公債	H15	1	10	305,915	305,000																																																															
神戸市公募公債	H20	24	20	1,006,740	1,000,000																																																															
神戸市公募公債	H23	12	5	501,840	500,000																																																															
神戸市公債	H17	2	10	200,652	200,000																																																															
神戸市公債	H17	2	10	402,596	400,000																																																															
神戸市公債	H17	2	10	301,482	300,000																																																															
日本政策金融公庫		27	2	100,021	100,000																																																															

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>4. 繰替運用について</p> <p>① 繰替運用の事実を積極的に開示すべき【意見】</p> <p>繰替運用については、公債基金についてのみ、決算プレス資料の参考資料のひとつである基金残高表の欄外に、「平成11年度から平成15年度に臨時的な財源対策として公債基金から借入を行っており、平成24年度末の残高は172億円となっている。」という文章を記載することで開示を行っている。しかし、公債基金も含め、すべての繰替運用を行っている基金について、議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用の詳細な記載はない。</p> <p>実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況（償還期限の延長を含む）、残高等の情報を積極的に開示すべきと考える。</p> <p>なお、繰替運用の償還期限延長の実施については、予算書に計上されず、所管局長決裁により実施可能であるため、情報開示すべきであると考え。（行財政局）</p>	<p>平成25年度「財産に関する調書」において、繰替運用に関する詳細な情報を記載した。</p>	<p>措置済</p>
<p>② 繰替運用の実態に応じた処理を行うべき【意見】</p> <p>基金においては、「地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図る」という総務省方針を受け、市は、一般会計、特別会計（企業会計を除く）においては、財源補てんとしての繰替運用も、特定事業への充当を目的とした繰替運用も、新たな繰替運用は行わないこととしている。</p> <p>現在、繰替運用を実施している各基金の設置条例では、必要に応じて繰替運用を実施できるとされており、基金条例に反するものではないものの、会計年度独立の原則などの法の趣旨に鑑みても、規律ある財政運営上好ましくない状態である。このため貸付先である一般会計等から基金へ償還を受け、繰替運用の状態を解消し、適正化を図る必要がある。</p> <p>具体的には、総務省方針の発出以前に行われた繰替運用については、当初定められた償還条件にしたがって償還を受ける事で、適正化を図っていると理解できる。しかし、繰替運用の償還期限延長を実施している基金については、基金が一般会計等貸付先から償還を受ける適正化のための計画を早急に作成すべきである。</p> <p>また、その使用状況からは本来の基金設置目的に適うものと判断できる場合は、基金の目的取崩として処理すべきである。（行財政局）</p>	<p>現存する繰替運用については、確実な繰り戻しを行うための償還計画を有しており、その計画に沿って適正化を図っていく。</p>	<p>他の方法で対応</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【2】神戸市留学生支援等基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】</p> <p>平成24年度末現在における当該基金残高1,178,364千円の保有形態は、債券1,138,110千円、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金40,254千円である。</p> <p>しかしながら、過去5年において元本の取崩は行っていないことから40,254千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。</p> <p>市長室は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討すべきである。そのためには、市長室は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。</p> <p>(市長室)</p>	<p>平成26年5月より、別段預金40,254千円のうち、40,000千円分を年限2年の債券により運用済。</p>	<p>措置済</p>
<p>【3】神戸市都市整備等基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>③ 基金土地が公有財産土地にも二重計上されるリスクへの対応をすべき【意見】</p> <p>平成22年度の包括外部監査にて、基金に計上されている土地が土地台帳と神戸市公有財産表に普通財産として誤って二重計上されていたという指摘がなされている。この二重計上を防ぐため、市では、各課へ配布する、「先行取得資金(要望)に係る方針について」や、公有財産事業課担当者宛に配布する「土地異動処理に係る土地記録調書等の提出について(お願い)」に、二重計上防止のための注意喚起文書を記載して配布しているとのことである。</p> <p>しかし、注意喚起文書を配布するのみでは、誤って二重に計上されてしまった場合、土地台帳と基金台帳の担当課が異なることもあり、それを事後に発見することは困難である。</p> <p>今後は土地の二重計上を防ぐために、たとえば、年に1度、基金土地が公有財産土地台帳に記載されていないことを地番のチェックにより確認するといった手続を行うことが望ましいと考える。</p> <p>(行財政局)</p>	<p>毎年、公有財産表を、事業課の校正等を経て、管財課で作成しているが、その編集の過程で、基金土地データと照合し、二重掲載がないことを確認した。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>④ 基金のあり方について</p> <p>i) 「財源不足の場合の財源充当」を定める条項の乱用を避けるため、同条項の明確な運用ルールを策定すべき【意見】</p> <p>平成24年度では、定額運用基金を取り崩し、舞子ビラ事業損失補償等10,134,053千円、(株)神戸ワイン貸付金の歳入欠陥の補填3,000,000千円、神戸市都市整備公社貸付財源1,283,000千円に充当している。これは都市整備等基金の目的である、「公用もしくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得により、都市の円滑な整備に資すること」、「公共施設の整備に資すること」とは異なり、当該基金のもうひとつの目的である「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること」による取崩である。</p> <p>市には、財政の健全化を目的とした基金には財政調整基金があるため、今後は財源不足の場合の補てん目的のためには財政調整基金を充実させ活用していくべきである。神戸市都市整備等基金条例第1条第3項の「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てること」という条項については、例えば、「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合」はどのような場合かを明記した運用規程を策定する等により、当該条項の乱用を避けるべく運用ルールを明確にすべきと考える。 (行財政局)</p>	<p>当該条項は、阪神淡路大震災後、財源不足が著しい中、安定した市民サービスを維持継続するため弾力的な基金の取崩しを可能とする目的で設けたものであり、今後、当該条項を乱用することはないと考えている。</p> <p>基金の取崩しについては、予算編成過程の中で、市全体の財源の状況を踏まえ適切に判断を行っており、執行段階においても不適切な取崩しが無いことを確認している。</p>	措置済
<p>【5】神戸市公債基金</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 繰替運用の事実を積極的に開示すべき【意見】</p> <p>当該繰替運用については、決算プレス資料の参考資料のひとつである基金残高表の欄外に、「平成11年度から平成15年度に臨時的な財源対策として公債基金から借入を行っており、平成24年度末の残高は172億円となっている。」という文章を記載することで開示を行っている。しかし、議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用の詳細な記載はない。</p> <p>当該基金のうち16,948,892千円が一般会計への20年間を期限とする繰替運用となっていることや、240,000千円が産業振興局へフルーツフラワーパーク施設購入のための貸付資金として5年間を期限とする繰替運用となっているが2度の償還期限延長を繰り返しているという事実を市民が知ることは難しく、現状の情報開示では不十分であると考ええる。</p> <p>実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況(償還期限の延長を含む)、残高等の情報を積極的に開示すべきと考える。 (行財政局)</p>	<p>平成25年度「財産に関する調書」において、繰替運用に関する詳細な情報を記載した。</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況																									
<p>② 基金積立額システム登録についてダブルチェックを行うべき【意見】</p> <p>満期一括償還債については、年度ごとの公債費の平準化をはかるために、基本的に6・3・3%ルールに基づいて公債基金へ積み立てられている。市債別の償還及び借換の予定や公債基金への積立状況は、システムにより管理されている。</p> <p>平成24年度末における満期一括償還債のための基金残高1,175件175,749,700千円(注11)を母集団として、監査人が任意に45件のサンプルを抽出し、6・3・3%ルールに基づく積立額理論値と、システムへの積立額登録値とを比較した。その結果、下記のとおり、6・3・3%ルールに基づく理論値に対して、システム登録値である積立金額が不足している事例が2件発見された。</p> <p>(平成24年度末積立累計額)</p> <table border="1" data-bbox="215 723 943 958"> <thead> <tr> <th>起債番号</th> <th>事業番号</th> <th>6・3・3%ルールに基づく理論値(千円) ①</th> <th>システム登録値(千円) ②</th> <th>不足額(千円) ①-②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6920</td> <td>1</td> <td>495,000</td> <td>465,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>6952</td> <td>3</td> <td>136,800</td> <td>130,800</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>公債費の予算額は当該システムに基づき決定されており、システムへの基金積立額を誤って登録すると、基金への積立期間にわたり予算額も誤って計算される。</p> <p>所管課によると、入力担当者がシステムへの入力を行うのみで、ほかの者によるダブルチェックは行っていないとのことである。</p> <p>市の方針である6・3・3%ルールに基づき基金への積立額を正確にシステムへ登録するために、入力担当者以外の職員によるダブルチェックを実施すべきと考える。(行財政局)</p> <p>(注11) 平成24年度末現在の基金残高の種類別内訳は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="256 1301 903 1496"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満期一括償還分(1,175件)</td> <td>175,749,700</td> </tr> <tr> <td>繰上償還分</td> <td>27,479,749</td> </tr> <tr> <td>運用益</td> <td>12,178,887</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>215,408,336</td> </tr> </tbody> </table>	起債番号	事業番号	6・3・3%ルールに基づく理論値(千円) ①	システム登録値(千円) ②	不足額(千円) ①-②	6920	1	495,000	465,000	30,000	6952	3	136,800	130,800	6,000	内 訳	金額(千円)	満期一括償還分(1,175件)	175,749,700	繰上償還分	27,479,749	運用益	12,178,887	合 計	215,408,336	<p>平成25年度登録分について、入力担当者以外によるダブルチェックを実施した。</p>	<p>措置済</p>
起債番号	事業番号	6・3・3%ルールに基づく理論値(千円) ①	システム登録値(千円) ②	不足額(千円) ①-②																							
6920	1	495,000	465,000	30,000																							
6952	3	136,800	130,800	6,000																							
内 訳	金額(千円)																										
満期一括償還分(1,175件)	175,749,700																										
繰上償還分	27,479,749																										
運用益	12,178,887																										
合 計	215,408,336																										
<p>【6】神戸市地域活性化・公共投資臨時交付金基金</p> <p>(2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 基金の取崩に係る振替決議に係る起案文の不備【結果】</p> <p>平成22年度の本基金取崩に係る起案文について、行財政局の合議の押印が漏れていた。また平成23年度の本基金取り崩しに係る起案文については決裁日の記入が漏れていた。市の担当課によると、電子決裁システム上の決裁日は入力されているが、書類に不備があったとのことである。</p> <p>起案文については、合議の押印や決裁日の記入を漏れなく行う必要があった。(行財政局)</p>	<p>合議の押印及び決裁日の記入漏れについては、適正に処理済みである。今後は、副市長以下専決規定、及び公文書管理規定にそって、適切な事務処理に努めていく。</p>	<p>措置済</p>																									

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【7】神戸市被災てん補基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 基金の統合を検討すべき【意見】</p> <p>市は、市有建物(財産区、水道局、交通局分のぞく)8,258棟のうち、6,827棟については、建物総合損害共済に加入することなく、火災や地震等の災害による損害が生じた場合は、当該基金で積み立てた財源を活用することを想定している。</p> <p>当該基金は、阪神・淡路大震災前の平成6年度末には4,526,915千円であったが、平成7年度の震災の損害てん補にあてるため、同額の取崩を行い、平成7年度末には残高がゼロになった。その後平成8年度から平成14年度頃までは毎年12,000千円から52,000千円程度の積立を行っているものの、その後は運用益以外の積立はなく、平成17年度に台風被害に対する海釣り公園等の損失補てん26,563千円に充当したのを最後に基金は活用されていない。担当課によると、平成18年度以降は、基金により対応可能な損害は発生したが、当該基金の利用はなかったとのことである。</p> <p>このように、基金の充当実績が7年間なく、現在の基金残高285,127千円という規模では、今後対応できる事例は限られてくる。万が一、甚大な火災や地震等による災害が発生した場合には、当該建物の必要性を検討し、真に必要な施設であれば、その復旧経費は国からの補助金が見つからない部分については一般財源、市債でまかなわざるをえない状況であるといえよう。</p> <p>以上より、災害が生じた場合の施設の復旧に要する経費に充当可能な財源の充実を図り、効率的な基金管理、運用を行うため、当該基金について、災害により生じた経費の財源に充当することも定めている財政調整基金へ統合することが考えられる。</p> <p>(行財政局)</p>	<p>平成27年4月1日をもって被災てん補基金を廃止し、廃止前の被災てん補基金に属する財産は財政調整基金へ移行した。</p>	<p>措置済</p>
<p>【8】神戸市しあわせの村運営等基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 基金の廃止を検討すべき【意見】</p> <p>平成11年度及び12年度に阪神・淡路大震災後の財政危機に対応するため、当該基金を取り崩した後は残高68,564千円で推移している。運用益は年205千円程度と僅少であり、しあわせの村に係る管理事業費(建設局分)437,270千円に対して、効果的な事業を行える規模ではない。必要な経費であれば、一般会計で予算を確保して実施すべきであり、当該基金により事業を実施する必要性はなく基金の廃止を検討すべきである。</p> <p>(行財政局)</p>	<p>平成27年4月1日をもってしあわせの村運営等基金を廃止した。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【11】神戸市消費者訴訟資金貸付基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 基金の廃止を検討すべき【意見】</p> <p>神戸市生活情報センターで受けた相談のうち法的な対応を紹介した事例はあるものの(注2)、基金が設置された昭和49年以降平成24年度まで基金の利用実績はない。当該状況を勘案すれば、基金で一定金額の財産を保有する必要性はなく、基金の設置目的である消費者訴訟に要する費用の貸付が必要ならば、一般会計において予算を確保して実施すべきである。(市民参画推進局)</p> <p>(注2) 神戸市生活情報センターにおいて法的な対応を紹介した事例は、平成23年度が44件、24年度が24件である。</p>	<p>平成27年第1回定例市会にて、神戸市民の暮らしをまもる条例の一部を改正する条例が可決され、神戸市消費者訴訟資金貸付基金条例が廃止された。</p> <p>平成27年度からは一般会計において予算を確保して消費者訴訟の援助を行う。</p>	<p>措置済</p>
<p>【13】神戸市同和更生資金貸付基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 内規に基づいた会計処理を適時に行うべき【結果】</p> <p>当該基金においては、国の規則に基づいて策定した「同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針」(注5)にもとづき、債権を消滅させずに、貸付金から除外する会計処理を行っている。当該貸付金を除外する会計処理を、【13】神戸市同和更生資金貸付基金の項においてのみ、「不納欠損処理」という。</p> <p>当該基金については、上記のとおり、「不納欠損処理」の方針として、同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針を作成しており、年1回の「不納欠損処理」を行うこととしているが、平成22年度以降、「不納欠損処理」を実施していない。市によると、平成24年度末現在において、貸付金の回収が困難と考えられる死亡者、居所不明者、生活困窮者等への貸付金は56,851千円となっており、この中には、下記方針の対象者に合致し、「不納欠損処理」すべき金額も含まれているものもあるとのことである。</p> <p>下記、同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針の要件を満たしているものについては、その金額を確定した上で、直ちに「不納欠損処理」を行うべきである。(保健福祉局)</p> <p>(注5) 同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針より要約。「不納欠損処理」の括弧は監査人が追記している。</p>	<p>実施していなかった平成22年度から平成25年度の「不納欠損処理」について、該当する者に対して、平成26年5月末に、内規に基づき、不納欠損処理による整理を行った。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>② 未償還の貸付金については、通常の債権と同様に管理することを検討すべき【意見】</p> <p>神戸市同和更生資金貸付基金において、現在、市は新たな貸付を行っておらず、未償還の貸付金の回収業務のみ行っている。貸付制度が終了した現在、地方自治法241条の定額運用基金の目的は存在しておらず、当該未償還の貸付金を基金と認識して管理、回収していく必要性は希薄である。今後は基金としてではなく、通常の債権と同様に管理、回収していくことを検討すべきである。 (保健福祉局)</p>	<p>当基金においては、神戸市同和更生資金貸付基金条例(附則)に基づき、貸付金の償還業務を行っている。</p> <p>償還にあたっては、市の内規に基づく不納欠損処理により、債権を消滅させずに貸付金から除外する会計処理により、効率・効果的な事務処理に努めている。</p> <p>したがって、当面は基金の形態を維持し、不納欠損処理を進めつつ償還業務を行っていく。</p> <p>なお、市の債権管理の方針が見直しされた場合には、基金条例の廃止に向けた検討を行う。</p>	<p>他の方法で対応</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【15】神戸市市民福祉振興等基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 適用要件に疑義のある外郭団体に対する繰替運用【結果】</p> <p>公益財団法人こうべ市民福祉振興協会(以下、「市民福祉振興協会」という)が実施していたサン舞子マンション事業は、平成15年度には恒常的な赤字運営に陥っていたため、市は、市民福祉振興協会をサン舞子マンション事業から撤退させると同時に、同マンションの土地建物(昭和58年当時の建設価額2,975,510千円)を売却させ、売却収入を市の貸付金2,201,000千円への返済財源とさせる予定であったとのことであるが、当時、サン舞子マンション売却収入金額の見積もりはしていなかったとの説明を受けた。</p> <p>その後、平成23年度にサン舞子マンション売却収入額が、市民福祉振興協会への貸付額2,201,000千円を大幅に下回る463,000千円であったことから、市は、平成23年度から平成47年度までの25年間にわたる償還計画(注11)を作成させ「繰替運用の確実な繰り戻しの方法、期間および利率を定めた」とのことであるが、当該償還計画の根拠となる市民福祉振興協会の将来の事業計画及び資金計画は作成されていない。貸付金の回収財源となるべきサン舞子マンション事業は既に売却されており、現在の市民福祉振興協会の主要な事業であるしあわせの村指定管理者事業は公募によっていることから、次回選定年度である平成30年度あるいはそれ以降に、引き続き同施設の指定管理者に選定される保証はなく、当該償還計画の裏付けは乏しいものと言わざるをえない(なお、市民福祉振興協会への資金の貸し付け(昭和58年845,000千円、平成17年256,000千円、平成18年1,100,000千円)については、同協会の経営状況をその都度説明の上、当時の議会の承認はとっていたとのことである)。</p> <p>サン舞子マンション事業が恒常的な赤字運営に陥っていた状況、昭和58年に購入した土地建物の価格がバブル崩壊後は大暴落している状況、サン舞子マンション事業が売却された状況、裏付けとなる根拠に乏しい資金償還計画の状況等を総合的に判断して、償還計画の実行可能性には懸念がある。このことから、平成17年の256,000千円、平成18年の1,100,000千円の繰替運用の実施及び平成15年及び平成25年4月の845,000千円の繰替運用の償還期限延長については、神戸市市民福祉振興等基金条例第4条(「市長は、基金設置目的を達成するため、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる」)の要件、すなわち、「確実な繰戻しの方法」という点に疑義がある状態となっている。早期に「確実な繰戻しの方法」に疑義がある状態を解消する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉局)</p>	<p>サン舞子マンション貸付金の償還について、確実に繰り戻しが実行できるよう、振興協会の財政状況を詳細・確実に把握していく。また、償還計画が盛り込まれた振興協会の長期的な資金計画の策定を要請し入手したが、今後とも確実な把握に努めていく。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>② ESCO 事業に対する繰替運用の事実を積極的に情報開示すべき【意見】</p> <p>平成24年度末の当該基金のうち45,648千円は、保健福祉局「しあわせの村省エネルギー改修工事(ESCO事業)」への繰替運用である。</p> <p>議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用の詳細な記載はない。</p> <p>当該基金のうち45,648千円が、保健福祉局「しあわせの村省エネルギー改修工事(ESCO事業)」への貸付期間を12年間とする繰替運用となっている事実を市民が知ることは難しく、現状の情報開示では不十分であると考えます。</p> <p>実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況(償還期限の延長を含む)、残高等の情報を積極的に開示すべきと考えます。(保健福祉局)</p>	<p>平成25年度「財産に関する調書」に繰替運用に関する情報の詳細を記載した。</p>	<p>措置済</p>
<p>【16】神戸市長寿社会対策等基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>② 基金の廃止を検討すべき【意見】</p> <p>当該基金は、平成12年度末以降、増減がなく一定額で維持されている。基金の多くを阪神・淡路大震災からの復興財源に充当してしまったことから、基金残高の規模が小さくなってしまった結果、効果的な事業を行える規模の基金残高がなく、市としても今後基金を充当して事業をする計画がない。必要な事業であれば、一般会計で予算を確保して実施すべきであり、当該基金により実施する必要はない。また、運用益20千円のために基金管理事務を行うことも非効率である。以上より、当該基金の廃止を検討すべきである。(保健福祉局)</p>	<p>平成27年4月1日をもって神戸市長寿社会対策等基金を廃止した。</p>	<p>措置済</p>
<p>【25】神戸市まちづくり等基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>①資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】</p> <p>平成24年度末現在における当該基金残高3,260,762千円の保有形態は、歳計現金等と合わせて運用されている別段預金3,260,762千円である。</p> <p>しかしながら、過去5年における元本の取崩は最大で503,437千円であることから3,260,762千円を別段預金として保有する必要性はなく、仮に債券等による運用を行っていた場合と比較して、運用が非効率となってしまう。</p> <p>都市計画総局は効率的な資金運用を行うために、基金について中長期の資金需要の予測を行い、それに応じて債券等による運用を検討するべきである。そのためには、都市計画総局は市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に適切な運用計画を提出する必要がある。(住宅都市局)</p>	<p>監査結果を踏まえて作成した基金の資金計画に基づき、9億円の債券を購入した(約定日：平成26年8月4日、受渡日：平成26年8月28日、銘柄名：大阪府公募公債(2年))。</p> <p>今後の取崩予測を更新した結果、さらなる債券運用も可能であることから、平成27年度も債券購入を財務課公債係と協議している(平成27年7月以降購入予定)。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【26】神戸市営住宅敷金等積立基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>② 繰替運用の事実を積極的に情報開示すべき【意見】</p> <p>平成24年度末の当該基金のうち2,205,490千円は、市営住宅事業特別会計への繰替運用である。</p> <p>議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用の詳細な記載はない。</p> <p>当該基金のうち2,205,490千円が市営住宅事業特別会計への貸付期間を14年間から25年間とする繰替運用となっている事実を市民が知ることは難しく、現状の情報開示では不十分であると考えます。</p> <p>実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況(償還期限の延長を含む)、残高等の情報を積極的に開示すべきと考えます。(住宅都市局)</p>	<p>平成25年度末「財産に関する調書」に記載した。</p>	<p>措置済</p>
<p>【31】神戸市交通事業基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 繰替運用の実態に応じた処理を行うべき【意見】</p> <p>第2各論「【1】基金の運用について」において既述のとおり、基金においては、「地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図る」という総務省方針が発出されている。これを受け、市の一般会計、特別会計及び港湾事業会計においては、今後は財源補てんとしての繰替運用も、特定事業への充当を目的とした繰替運用も、新たな繰替運用は行わないこととしているが、交通事業会計においては、資金が不足しがちな中、利率の高い外部からの借入を抑制する観点から、このような繰替運用を平成21年度以降も、継続して行っている(上記図の②と④の部分)。</p> <p>当該基金の繰替運用は、「高速鉄道事業その他の交通事業の健全な運営に資する」という、基金条例の趣旨に合致している特定事業への充当目的の繰替運用である。このため繰替運用ではなく、基金の目的取崩として処理すべきであったと考えます。(交通局)</p>	<p>高速鉄道及び自動車事業会計の資金不足額を外部からの借入でまかなうと利払いの負担が生じるため、基金からの繰替運用で対応している。</p> <p>神戸市営交通事業「経営計画2015」(計画期間：平成23～27年度)に基づき、経営改善を行い、収支の改善及び資金不足の解消に向けて努めているところではあるが、未だその目標達成には至っていない。</p> <p>今後も引き続き経営改善に努め、資金不足の解消の目途が立てば、繰替え運用を行わない方針である。</p>	<p>他の方法で対応</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>【32】神戸市市民スポーツ振興等基金 (2) 監査の結果及び意見</p> <p>① 基金の必要性を検討すべき【意見】</p> <p>当該基金は、過去には6,551,753千円の規模があり、主にポートアイランドホール建設のほか、各体育施設の大規模修繕・改修事業等に充当されてきたが、平成23年度に「いぶきの森人工芝更新」のため16,245千円の取崩を行った後は、基金は利用されず30,000千円の残高で推移している。</p> <p>当該基金の積立財源は運用益と寄付金であり、多額の積立は期待できない状況にある。当該基金を充当する事業である市民体育費(平成24年度当初予算額476,000千円)に対して、30,000千円程度の規模では1、2年で基金が枯渇する可能性があり、長期にわたり基金を利用して効果的な事業が出来る状態ではないといえよう。</p> <p>基金の設置目的である、市民のスポーツの振興を目的とする事業を実施するために必要な経費ならば、一般会計で予算を確保して実施すべきであり、当該基金により事業を実施する必要性はないことから、基金の必要性を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会)</p>	<p>基金の必要性については、平成25年度に2件、26年度に1件の寄附を受けていることから、市民や事業者からのスポーツ振興を目的とした寄附もあることから、今後も存続していく。</p> <p>体育施設等の大規模な修繕・改修等を行う際には、予算措置を行い、実施している。</p>	<p>措置済</p>